

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第26号

天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年6月天理市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年6月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 天理市議会議員及び天理市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年9月天理市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。